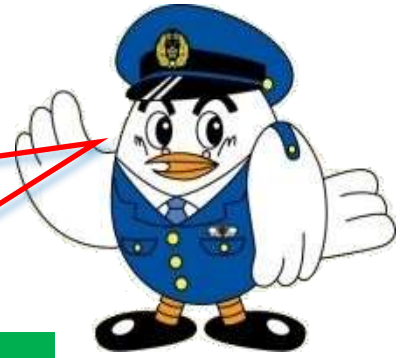


高齢者講習制度 が変わります



70歳から74歳の運転者の方

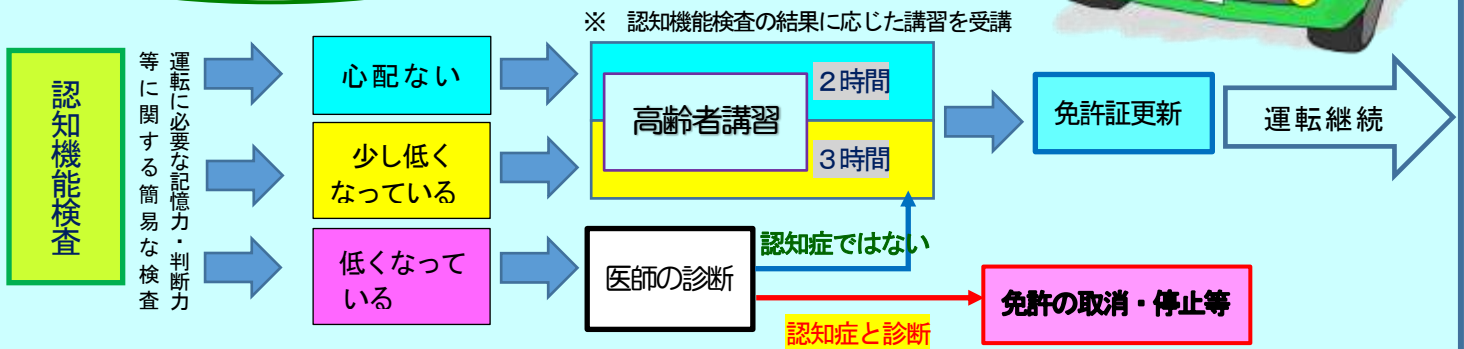
更新時の 高齢者講習

- 講習時間の短縮(現行3時間 → 2時間)
- 講習内容の充実(双方向型講義等)

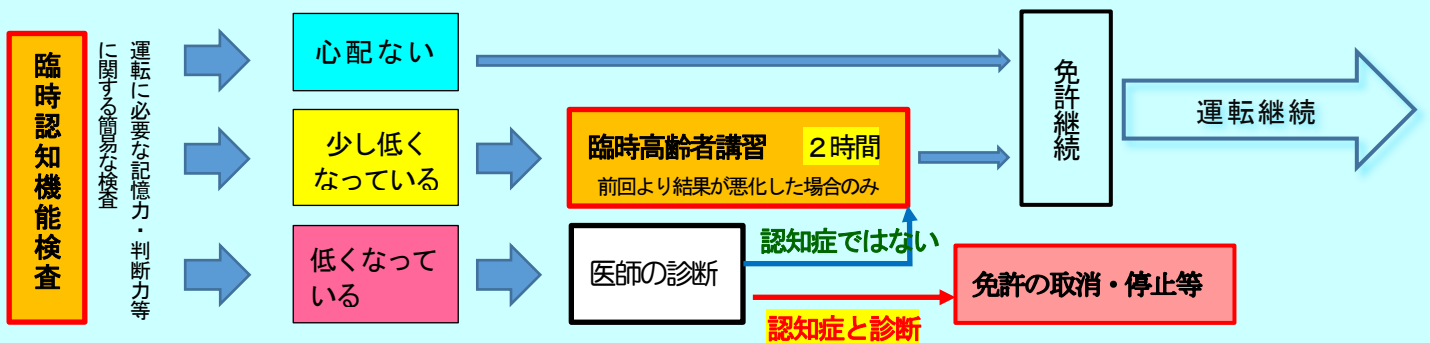
75歳以上の運転者の方



免許証更新のとき



一定の違反をしたとき



お問い合わせ

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課
〒365-8501 鴻巣市鴻巣4 05番地4

☎ 048-543-2001(代)

質問1

今回の法改正の目的は？



75歳以上の高齢運転者に係る事故情勢が厳しいものとなっており、加齢による認知機能の低下が交通事故に相当の影響を及ぼしていると認められることから、認知機能の低下に着目した対策を講じ、交通事故の発生を未然に防止するとともに安全な運転継続を支援するためです。

質問2

認知機能検査は、何をやるの？



検査は、おおむね次の内容で行われます。

- ① 検査当日の「年月日」、「曜日」、「時刻」を答える。
- ② 見せられた絵を覚えておき、一定時間経過後に何の絵だったか答える。
- ③ 指示された時刻の時計の絵を描く。

質問3

臨時認知機能検査は、何をやるの？
いつ、どこで受けるの？



臨時認知機能検査の内容は、免許証を更新するときに行う認知機能検査と同じです。

※ 認知症の診断を行うものではありません。

臨時認知機能検査は、一定の違反をしたとき、公安委員会から臨時認知機能検査受検の通知を受けてから1か月以内に受検することとされています。

本県における臨時認知機能検査の受検場所は運転免許センターで実施予定です。

質問4

臨時高齢者講習は、だれが、いつ、どこで受けるの？



臨時高齢者講習は、一定の違反をしたことにより臨時認知機能検査を受けて、その結果、認知機能が「少し低くなっている」と判定され、前回の認知機能検査より低下している方等が受講することとなります。

公安委員会から通知を受けてから1か月以内に県内の自動車教習所等で受講することとなります。

質問5

臨時認知機能検査や臨時高齢者講習を受けないとどうなるの？



やむを得ない理由がなく、通知を受けた日の翌日から1か月以内に受けないと、免許の取消し又は停止の処分を受けることとなります。

質問6

臨時認知機能検査の対象となる違反は、どのような違反ですか？



認知機能が低下すると行われやすいとされる「信号無視」や「指定場所一時不停止」、「通行区分違反」、「横断等禁止違反」など、18項目の違反が対象となります。

臨時認知機能検査の対象となる違反（一定の違反＝18項目）

信号無視	通行禁止違反	通行区分違反	横断等禁止違反	進路変更禁止違反	しゃ断踏切立入り等
交差点右左折等方法違反	指定通行区分違反	環状交差点左折等方法違反	優先道路通行車妨害等	交差点優先車妨害	環状交差点通行車妨害等
横断歩道等における横断歩行者等妨害	横断歩道のない交差点における横断歩行者妨害	徐行場所違反	指定場所一時不停止等	合図不履行	安全運転義務違反